

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年10月19日（平成29年（行情）諮問第407号）

答申日：平成30年10月30日（平成30年度（行情）答申第294号）

事件名：特定刑事施設組織図（平成29年4月1日現在）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月15日付け東管発第2004号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）で不開示とされた部分に関し、その全てにつき、不開示決定を取り消して開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

（1）審査請求書

ア 行政文書不開示決定通知の経緯

（ア）2017年4月17日、審査請求人は、処分庁に対し、行政文書開示請求書を提出し、「特定刑事施設A組織図（平成29年4月1日現在）」（特定刑事施設A）（本件対象文書）の行政文書開示請求を行った。

（イ）2017年5月17日、審査請求人は、東京矯正管区長が作成した平成29年5月15日付け行政文書開示決定通知書を受領した。同書面によって、本件対象文書に係る特定刑事施設A等に勤務する職員の氏名の部分を不開示決定したこと、及びその理由が「当該情報を公にすると、被収容者、あるいはその関係者等から、当該職員及びその家族らに対して、不当な圧力や中傷、攻撃等が加えられることを懸念した職員が、矯正施設における職務に対し消極的になるなど、矯正施設における適正な職務遂行に支障を生ずるおそれがあり、法5条6号に該当し、その結果として、保安事故等異常事態が

発生するおそれがあるなど、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号に該当することから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。」（以下「本件不開示理由」ともいう。）という内容である旨の通知を受けた。

(ウ) 2017年5月24日、処分庁から、本件対象文書（不開示部分を黒塗りしたもの）の写しを受領し、見てみると、主任や専門官クラスばかりか管理職にあたる課長級以上、なんと部長クラスまで、ほとんどが不開示とされていることが判明し、本日、審査請求を諮問庁に対して行った。

イ 同文書の不開示の例年の基準

審査請求人は「特定刑事施設A組織図」を10年前から例年のように行政文書開示請求を行って、同文書の写しを入手しているところ、例年ずっと、課長級以上（課長、課長補佐、統括、次席、首席、部長等）については、不開示されたことはなく、昨年度（平成28年度）の同文書を含め、ずっと開示されてきた事実があり、民間でいう管理職である課長級（課長、課長補佐及びそれ以上）を不開示とすることは許されないのが基準である。

主任クラスの不開示も不当であるが、とりわけ社会一般の通念に照らし、課長級以上の幹部の氏名を不開示とするのは、この国の正常な運営基準に照らして不当極まりない。

主任クラスまでは開示すべきであり、百歩譲っても課長や、ましてや部長クラス（医務部長は不開示されている。）まで不開示するのは、適正な基準に反しているといわざるをえない。

ウ 不開示の不当性のまとめ

矯正施設では、死刑執行を含めて重大深刻な人権制限を行っており、かかる組織の運営責任者である幹部職員の氏名が透明化されなければ、不当な人権侵害を妨げないし、万が一不当な人権侵害がなされてもその責任の所在が不明確となり、不当である。幹部ともなればなおのこと、絶大な権限を持ち、権限に比例する責任も負うべきである。氏名を明らかにする責任が幹部職員にはある。

日本は王政ではなく、民主主義社会であり、国民主権の社会であるところ、被収容者の人権を大きく制限する絶大な権限を持つ幹部が、主権者である国民に、氏名を明らかにできないことは、主権者からの適正なチェックができなくなることにほかならない。人権、民主主義、法の支配を至上価値とする日本国憲法下において、かかる幹部職員（とりわけ課長級以上は特に）がブラックボックスで組織運営をするのは認められない。

また、課長級以上の幹部職員においては、かかる「本件不開示理

由」のごときで適正な職務遂行に支障が生ずる程度の精神力，人格では就いてはならない職級であるから，かかる理由で不開示とするのは（とりわけ課長級以上クラスではなおさら）不当である。

結局，主任クラスを含めて開示すべきであり，百歩譲っても課長や課長補佐クラス以上の不開示は，あまりにも不当である。

（２）意見書 1

本件審査請求は，対象期間，対象刑事施設，対象職級を，それぞれ下記のとおり絞った上で行っているものです。

＜対象期間＞平成 29 年度のみ（全年度又は複数年度ではない。）

＜対象刑事施設＞特定刑事施設 A のみ（全国又は複数の刑事施設ではない。）

＜対象職級＞幹部とりわけ課長級以上の最高幹部のみ（全ての同所職員ではなく，一般職員はおろか中堅クラスも一切含まれていない。）

これに対し，法務省が法 5 条 6 号及び 4 号の不開示情報に該当することを正当化する「適用関係の個別具体的な理由」は，法務省作成「理由説明書」によりなされています。

しかし，その法務省の主張は，因果関係がないこと（法務省が存在すると主張する事実が存在しないことを含む。以下同じ。）の観点からも，法律の解釈などの純粋に理論的な観点からも，ことごとく失当です。

ア 因果関係がないことの観点

因果関係がなければ，（法解釈などの純粋な理論的な観点を検討するまでもなく）それだけで即，「適用関係の理由には妥当性がない」といわなければなりません。

「因果関係」成立の要件は，

＜要件 1＞A と，B の変化に，相関関係があること

＜要件 2＞A が起きた後に，B が起きること

＜要件 3＞B の原因が，A 以外に考えられないこと

この 3 条件をすべて満たしていることです。このうち 1 つでも欠ければ因果関係は不成立となります。これは「因果関係」という考え方を解説する権威ある教科書に必ず載っている「公理」であり，決して，私が独自に作った見解などではありません。

平成 29 年度に限り，かつ特定刑事施設 A に限り，かつさらにその中でも上位約 1 % の最高幹部（とりわけ課長級以上）の氏名のみに係る開示不開示が問題となっている本件の文脈においては，まず，「本件不開示決定とされた，平成 29 年度における，特定刑事施設 A 幹部職員」（以下，第 2 の 2（2）において「本件特定刑事施設 A 最高幹部」という。）の氏名を開示することによって初めて，そ

の氏名が知られ、(a) その氏名情報を利用した攻撃等が、(b) 平成29年度において、(c) 特定刑事施設A被収容者等から、(d) 本件特定刑事施設A最高幹部に対して(e) 加えられ、(f) それが原因となって、(g) 本件特定刑事施設A最高幹部の行う職務が(h) 同所における適正な職務ができなくなる程度にまで(i) いわゆる萎縮する、ということが、すべて欠けることなく証明されてつながることができなければ、適用関係の理由の説明には、因果関係不成立により、妥当性がないといわなければなりません。

それなのに、法務省の「理由説明書」の主張は、本件の文脈に沿った説明が全くできておらず、本件とは因果関係のない範囲までを広く一緒くたに含めて、一般的抽象的な、要するに漠然としたことしか述べられていません。

(ア) 対象期間について

「攻撃等が多々存在する」などと、るる述べているが、それはいつからいつの期間になされたものなのか具体的に何も述べていません。本件の最大のポイントは、「平成28年度、平成29年度とを比べて、攻撃等を含めた治安環境等の著しい変化が具体的な事実としてはないにもかかわらず、不開示部分だけ著しく増大するのはおかしいのではないか」という点にある以上、「平成28年度の攻撃等」と「平成29年度の攻撃等」が存在するか否か、するとしてもその件数等の差異と、不開示範囲の差異の因果関係の成否を合理的に判断しなくては、論理的とはいえないのです。

それより過去の事案（たとえば5年も10年も30年も前のこと）を持ち出して一緒くたに論じるのでは、因果関係が到底認められるはずもなく、非論理的でもあり、無意味です。

実際には、平成28年度における、同所での、本件特定刑事施設A最高幹部クラスに対する、攻撃力の高い「攻撃等」は存在しないか、存在しても平成29年度と有意な差異がないにもかかわらず、それが「多々ある」との事実と反する主張をしています。「多々ある」という主張をあくまでも維持するのであれば、平成28及び29年度における、同所での、事案の内容と件数を証拠で示すべきです。

(イ) 対象刑事施設について

「攻撃等が多々存在する」などと、るる述べているが、それはどこの施設でのことなのか具体的に何も述べていません。たとえば青森や沖縄の施設内で攻撃等が仮にあったとしても、その攻撃は本件特定刑事施設A最高幹部に向けられたものではないのだから、本件

特定刑事施設A最高幹部がろう絡等々されることにはならず，すなわち因果関係が成立するわけがありません。したがって，結局，特定刑事施設Aにおいてなされた攻撃等と，不開示範囲変更について，因果関係の成否を判断しなくては，論理的とはいえないのです。

実際には，平成28年度における，特定刑事施設Aにおいてなされた攻撃等は存在しないか，存在しても平成29年度と有意な差異がないにもかかわらず，それが「ある」との事実と反する主張をしているのです。そういう存在しない事実を前提として「本件特定刑事施設A最高幹部が，ろう絡等々される」などと言い出すありさまです。あくまでも「ある」と言い張るのであれば，平成28年及び29年度における，同所での，攻撃等の内容と件数を証拠で示すべきです。

(ウ) 対象職級について

法務省のいういわゆる「萎縮論」の理論は，入省1年目の新人や若手，中堅クラスまでを対象にする限りでは，妥当性はあるでしょう。

しかし一方，最高幹部とりわけその中でも特定刑事施設Aの最高幹部には誰もが就けるポストではなく，同期入省の中でもとりわけ厳選されて選ばれた，「相当な攻撃等を受けても，それに負ける可能性がおよそ全く考えられないほど強い精神力，神経がある者のみ」が就ける特別なポストであり，エリートの中のエリートとしてその資質は，極端に「タフ」な者のみが就いているのです。こういったことは社会常識として広く知られているし，常識から考えても当然の事実です。こういった現実の個別の文脈などの事実を全部無視して「入省1年生と，最高幹部」を一緒くたに論じるのは論理的とはいえません。

役のつかない一般職員ではなく，あくまで本件特定刑事施設A最高幹部クラスにおいては，平成28及び29年度にろう絡されるとか保安事故が起こったことはなく，起こりそうになったこと（現実的なレベルのもの）も全く存在しません。

それなのに「存在する」又は「そうなりそうになった」などと言い張るのであれば，平成28及び29年度における，本件特定刑事施設A最高幹部クラスに絞った，その内容や件数等を証拠として示すべきです。

(エ) 萎縮の程度について

攻撃等による，いわゆる「萎縮の度合い，程度」が，つまるところ「特定刑事施設Aにおける適正な職務の遂行ができなくなる程度」にまではその効果が認められないものであれば，「その攻撃等

を受けても特定刑事施設Aにおける適正な職務が遂行できる」ということになり、ひいては不開示とする必要性がありません。

攻撃等が単に存在しても、ただちにそれだけでは不開示とする理由には足りず、その「程度」（打撃力）が、「特定刑事施設Aにおける適正な職務の遂行ができなくなる程度」につながらなくては、「攻撃等」と「萎縮等」との因果関係は不成立となり、よって不開示は不当というべきです。

実際には、「特定刑事施設Aにおける適正な職務の遂行ができなくなる程度の打撃力があるような」攻撃等は、存在しないのに、事実を反し、「存在する」かのような主張をしています。あくまでもそれが「存在する」と言い張るのであれば、平成28及び29年度において、特定刑事施設Aで、それが存在したことを具体的に裏付ける事実を、証拠をもって示すべきです。

(オ) 職員録掲載情報を変更した理由について

これに関する法務省の説明も、ざっくりいえば、不開示とした理由と内容が同旨であり、「平成28年度」までにも同様な状況にありその中で開示していて問題が発生していなかったにもかかわらず「平成29年度」では、攻撃等を含む治安環境に有意な差異がないのに、いきなり大幅に不開示に変更したのか、という「平成28年度」と「平成29年度」との比較の観点からの理由が全く示されていません。ここが最大のポイントであるといっているのにです。法務省の説明するような内容だけで不開示部分を著しく拡大できるのであれば、法に対する信頼や、法的安定性というのは地に落ちることになり、レトリックを使えば「法」などいくらでも骨抜きにしていいたいといっているのと同じです。「比較の観点」からの理由がない以上、不当といわざるをえません。

また、「比較の観点」からの証拠を示すべきです。

(カ) 職員録掲載と同一の開示にしているとする事実について

国立印刷局編「職員録」に氏名が掲載されている職員と同一の職にあれば開示し、なければ不開示としている旨、法務省は主張するが、その説明の中で「部長相当職以上の職員のみを掲載することに変更したものである」等と述べる一方、実際には、医務「部長」は不開示とされている（本件証拠8参照）など、支離滅裂であり到底信用できず、虚偽の疑いが極めて高い。このように明らかな矛盾がある以上、一度、審査請求人としても確認する必要があるが、また審査会におかれましても現認してご確認いただきたく、したがって、国立印刷局編「職員録」の平成28年12月1日時点のものと、12月2日発刊のものにつき、当該掲載部分を法務省から証拠として

示してもらいたい。証拠を確認出来ない間は、かかる主張は「事実
に反する」と、当方は主張せざるをえません。

(キ) 開示することによって初めてその氏名が知られる、とする前提の
誤りについて

上記(2)アの(a)から(i)へとつながる因果関係の流れは、
そのどれか1つが欠ければ因果関係不成立となりますが、ここでは
(a)すなわち「本件不開示さえすれば氏名は(合法的には)知ら
れることはない中で、開示をすれば知られる」又は「不開示とすれ
ば、氏名は知られない」という前提事実の誤りがあります。

氏名を知りたいと考えた者が、行政文書開示請求手続以外の他の
合法的な方法で氏名を容易に知ることができるのであれば、あえて
その中で「不開示」としても、ほとんど無意味です。(a)から
(i)までの因果関係、論理のつながりには、その前提があり、も
しその前提が崩れれば、因果関係は不成立となります。

氏名を知りたければ、例えば「平成29年4月1日現在特定刑事
施設Aの会計課長を担っていた者で氏名は不明」などと表記して、
その人物を損害賠償(国家賠償を含む)請求訴訟を提起したり、告
訴・告発をすれば、その氏名はその手続の中で、すぐに知ることが
できます。提訴は1000円という低額で被告を何人増やしてもで
きるし、告訴等は費用すら掛かりません。なにも不開示とすれば知
れないということは全くなく、ごく簡単に他の方法でいくらでも知
る気になれば知ることが可能であり、「不開示とすれば氏名は知ら
れない」とかの前提は成り立ちません。ましてや「不当」な攻撃等
を行おうという発想を抱くような人物であれば、なおさらのこと、
そのぐらいのことはすぐに気付くレベルのものです。よって、この
観点からも因果関係が不成立となり(上記(2)ア、因果関係成立
の<要件3>が欠ける)、不開示の実益に乏しいというほかありま
せん。

イ 理論的な観点

次に、理論的な観点等をからめて述べていきます。

(ア) 当該氏名は慣行として公にされ続けた事実について

平成28年度までは長年にわたって、一貫して、本件特定刑事施
設A最高幹部クラス、特に課長級以上の役職者氏名は、慣行として
公にされ続けてきました。この事実は「誰にも動かさない事実」で
す。

もともと、公表慣行とされるべきとして、公表されてきた社会的、
公共的な理由は、行政を担う公務員の活動を国民に説明する責務が
全うされるようにすることとともに、国民の的確な理解と批判の下

にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするからです。これは、同時に、法の最も土台である趣旨目的でもあります。

しかも、本件においては特にその透明性確保の要請が働くものです。すなわち、法務省自身が認めているとおり、「課長等相当職は、被収容者等に対する実力行使の指揮命令」の権限を、法的ないし事実上有する立場にあり、その観点において特別の責務が課せられるべき立場にあります。具体的な「実力行使」として法的にも実務上も想定されている内容は、捕縄、手錠及び拘束衣の使用、警棒、警じょう、さすまた、盾、催涙弾、催涙ガス筒及び着色弾並びにこれらの発射機、催涙スプレー等の警備用具の携行と使用、そればかりか人を殺傷する用途に供する目的をもって作成され、人を殺傷する性能を有する携行用器具の武器である拳銃、ライフル銃、刀、剣などの使用が法的に認められており、現行の実務上、その拳銃等が特定刑事施設Aにも実践配備され、本件特定刑事施設A最高幹部は、「けん銃等の使用をするか否か、使用するなら誰に向けて発砲するか、何発発砲するか、何人体制で発砲するか」という「人の生命、健康」を決定的に害する危険性が極度に高い「実力行使の指揮命令」を行う立場にある、事実上の（関係当事者間における）絶対的権力者なのです。軍隊でいうところ、実務上の最高司令官のような立場にあるのです。

そうであることも踏まえればなおさら、それらの指揮命令等について適法、適正、適切な運用がなされるためには、かかる絶大な権限を誰が有しているのか、主権者である国民に常に明らかにしておく責務があるのは、社会的・公共的見地に照らして当然です。

こういう諸般の様々な角度からの理由があればこそ公表慣行とされてきたというのが、歴史的背景にはあるのです。

これらのこともきちんと留意すれば、法5条1項イ「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と法的にいえるものです。仮に、法的に直ちにはいえなかったとしても、事実上それと、ほぼ同旨できるため（社会通念上、公開に親しまないような情報とはいえ、不開示情報に該当しない。だからこそ平成28年度まではずっと実際に、慣行として公にされ続けてきた）、結果として、本件不開示決定は妥当とはいえ、よって開示されるべきです。

(イ) 違法な職務が長年にわたって後を絶たないという職務体質においては、一層、透明化が要請されるべきであることについて

違法な職務が疑われ、しかもその職務能力に無視し得ない疑問が呈されている国家賠償等の裁判が被収容者から提起され、その裁判

において、裁判所から「違法な職務」と認定されて確定した判決が、特定刑事施設Aを多数含め全国で毎年のように出され、後を絶ちません。特定刑事施設Bで被収容者を死なせた事件、特定場所Aで医師が加虐行為を多くの被収容者に加え続けた事件、医療を適切にせず生命及び身体を損なう事案、熱中症等の対策が適切になされず死亡させる事案、そして暴力行為を被収容者に加える事案を始め、（特定刑事施設Aの事案もいっぱい含まれる）、挙げるときりがないほど多発し続けています。

このような、ずさんな特定刑事施設Aの管理運営状態の下においては、なおさらのこと、本件特定刑事施設A最高幹部の氏名の公表を怠ることは、違法な（実力行使の指揮命令を含む権力的行政作用の）職務の存在及びその問題点を一般の目から隠し、問題の解決を困難にするものであって、その職務に反するものというほかなく、広く一般の批判にさらすことこそが、運用に健全な緊張感をもたせ、不適切な行為をけん制することに資するのです。

違法職務が後を絶たないという具体的事実の存在は、矯正施設がらみの裁判例集等を見れば誰にでもすぐ確認できます。

そして「後を絶たない」原因は、平たくいえば、特定刑事施設A最高幹部クラスが部課の人権教育をしておらず、それどころか最高幹部クラス自身が人権教育ができていない（教育されていない）から、体質が変わっていかないことが最大の本質でしょう。そうである限り、自浄作用だけでなく、透明化がなお一層、社会的、公共的見地から不可欠です。ブラックボックスになればなるほど、腐敗、慢心が深刻になっていくのは、誰でも大人なら知っていることです。

(ウ) 部長職について

法務省が不開示を妥当とする理由について、課長級の氏名についてははるる主張がなされ、「部長相当職以上の職員のみを掲載することに変更したものである。」旨を説明して、部長職については具体的な反論もできていないし、していません。

したがって、信義則に基づき、本件不開示部分とされている「医務部長」氏名の不開示は、上述してきた様々な観点からだけでなく、さらに一層不当であるから、絶対に開示されるべきです。

また、医務・医療については、医者資格を有さない者が判断をすることは極めて違法で不当であるから、特定刑事施設A長といえども医学上の事柄には口出ししたくてもできません。そうすると「医務・医療」関係における医務部長は名実ともに最高権力者です。医療は「人の生命、健康」に直結する分野であるから、その最高責任者が氏名を明かせず、誰の指揮・責任の下に医療が行われたか、

知ることができないという在り方は（（イ）で上述した医療関係の違法職務が後を絶たないこともあいまって）、主権者である国民からも、実際に医療を受ける被収容者本人としてもナンセンスの極みであり著しく不当であり、その観点からも一層、極めて強く開示が要請されるべきといえます。

（エ）主張立証責任について

不開示決定の取消しを求める際の主張立証責任は、「不開示決定取消訴訟において、不開示決定が適法であることを主張する者は、法5条1号から6号までに定める不開示情報が記録されていることを主張立証しなければならない。」（東京地判平16・12・24判例タイムズ1211号69頁）との基準に基づき、本件の具体的で個別的な事実の存在（平成28年度と平成29年度との比較の観点から、その合理性や因果関係を示す事実を含む。）を、法務省側が主張立証する責任があり、それが欠ければ、当方の主張が認められたものとして扱われるべきなので、そのように取り扱うようお願いする次第です。

（2）意見書2

ア 補充理由説明書（下記第3の2を指す。以下同じ。）への反論

（ア）補充理由説明書で諮問庁が主張している、適用関係の個別具体的な理由の整理

＜法5条6号柱書きの観点＞

a 補充理由説明書の（2）のア～エの事情があるため、刑事施設における医師の確保に困難を来している状況にある。

b 医師の氏名を開示すれば被収容者等から不当な圧力を受けることから、医師の確保が更に困難になる。

よって、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する、旨との主張をしている。

＜法5条4号の観点＞

c 上記a, bのその結果として適正な医療措置が遂行できず死亡事故等を起こす。

その死亡事故等を原因とした暴動が被収容者から起こされる。又はその危険を高める。よって、法5条4号に該当する、旨との主張をしている。

＜法5条1号ただし書きイの観点＞

d 平成29年版の国立印刷局編「職員録」に、特定刑事施設Aの医務部長の氏名を掲載していない。

よって、法5条1号ただし書きイに該当しない、旨との主張をしている。これらについて、以下、順にすべて反論します。

(イ) (ア) の a の主張への反論

補充理由説明書では、同書面の(2)のア～エの事情があるとしていますが、そもそも本件不開示で問題とされている部分、文脈、範囲及び補充理由説明書で対象とされている人物はいずれも、全国すべての刑事施設なのではなくて、「特定刑事施設Aのみ」に限定している上、その中でもさらに、新人を含めた医師全員ではなくて、医務課の最高権力者でトップのポストにある「医務部長1名のみ」(定員も1名)に限定した文脈の不開示が問題とされているものです。

それなのに、法務省の補充理由説明書の主張は、本件の文脈に沿った説明が全くできておらず、本件とは因果関係のない範囲までを広く一緒くたに含めて、一般的抽象的で漠然としたことしか述べられていません。

またそのうえ、平成28年度までは開示されていて支障がなかった中で、どうして平成29年度になってから急に不開示とされなくてはならなかったのかの必然性、すなわち「平成28年度までと、平成29年度とを比べて」個別具体的な事情の変化が特段ないにも関わらず不開示部分だけ著しく増大するのはおかしいのではないか」という最大の論点の1つについても、一切の説明ができていないのです。

これらの指摘は2017年11月15日付け意見書1でも再三述べているにも関わらず、その後も一切改善されていない以上、もはや意図的、故意に論点ずらしを目論んでいるといわざるをえません。

さらに個別に見てみると、

a 「医師の待遇が民間より劣る場合が少なくない」とする補充理由説明書の(2)のアの点については、

(a) 都会ではない過疎地などにおいては多少そのような場合がありうるかどうかかわからないが、いずれにしても特定刑事施設Aは特定場所Bにあります。過疎地を含めた民間の全国平均的な待遇と比べて、「特定刑事施設Aの医務部長の待遇」が劣るわけがなく、そんな事実は存在しません。それでも「劣っている」と言い張るのであれば、客観的数値が入っている、過疎地を含めた民間の全国平均的な待遇との比較データを、証拠として示すべきです。さらには、平成28年度の待遇と平成29年度の待遇に特段の変化はないので、このような理由をもって、「平成28年度は開示されていたものの、平成29年度からは不開示へと変更する必要性が高まった」という説明は成立しません。なぜ、平成28年度は開示されていたのに、平成29年

度を不開示としなければならなくなったのかの説明には全くなっていないのです。

(b) 医師それぞれの経験、知識、技術、管理能力は、見習いや新人クラスの医師と、いわゆるベテランで管理職クラスの医師とでは、大きな差異があるところ、新人クラスの医師においては多少劣る場合がありうるかどうかはわからないが、他方、医務課の最高権力者であり、定員も1名しかない名誉あるポストの管理職「医務部長」についてまで、その待遇が、過疎地を含めた民間の平均的な待遇よりも劣るわけがなく、上記(a)で述べたこともあいまって考えればなおさら、そんな事実は存在しません。法務省の主張はことごとく、因果関係がない範囲まで極大に話を広げて文脈をずらし、目くらましをして、錯覚させようとしてばかりです。

(c) さらに、比較的人格識見が未熟な見習いや新人クラスの医師はともかく、最高権力者のトップのポストである「医務部長」の人選においては、経験・知識のみならず、医者としての情熱、高度の使命感に優れている者の中から選定されるのは当然であるから、人の生命・健康を守ることに高度のやりがい、使命を抱いている「医務部長」候補クラスにおいては、そんな下世話なレベルの話、すなわち多少の待遇が劣ることが仮にあったところで、そんなことが勤務をためらう理由となるはずがないのです。かかる法務省の主張はそれ自体が医師としてのプライド、尊厳を傷つけ、医師に対する侮辱、裏切りの発言であり、法務省自らが、そうやって医師の信頼関係を損なっているというほかなく、あまりにも真義に反して失礼です。もし本当に、医師の確保に困難を来しているのなら、それは待遇が原因なのではなく、法務省自身のこのような侮辱的な態度が医師に伝わるのが原因です。公式な書類上で、こんなひどい主張をすることは信じられず、決してこんな主張は採用しないよう、強く希望いたします。

(d) 特定刑事施設Aの医務部長のポスト定員は「1名」のみであり、「1名を確保できればよい」ものです。そうすると、百歩ゆずり、待遇が劣ることを理由に辞退する者が幾ばくか出てしまったと仮定してみましよう。しかしその場合でも「全員が辞退」しているのではなくて「幾ばくかのみ、辞退者もいた」にすぎないので、結局のところ、結論として「定員1名の確保」ができることに変わりはありません。要するに、因果関係が不成立であり、何も関係がありません。

- (e) そしてそれ以前の話として、そもそも、待遇改善を民間に比べて同等レベルまで進めてすらいないのは、本来的に法務省自身の怠慢であり、「自己の怠慢」を、知る権利という国民の人権・権利を制限する理由、すなわち「不開示を正当化する理由」にすえて、自己の怠慢を人権侵害に利用するというのは、話の論理が倒錯しており、これでは「泥棒が居座って、住んでいる人を説教する」という構図が倒錯しているのと同様、いやそれを意図的に持ち出して利用しているという意味ではより一層めっちゃめっちゃな主張の構図です。もし、こんな主張を許容してしまえば、「不当な不開示をする」という、不当な目的のためにもあえて待遇改善に本腰を入れない、などという不当なもくろみを助長することにもなってしまう、認められません。
- b 「医師の充足率が低い地域や交通の便が悪い場所に施設が立地していることが多い」とする補充意見書（下記第3の2を指す。）の（2）イの点については、
- (a) 特定刑事施設Aの所在地は特定場所Bであるから、これを理由として「特定刑事施設Aの医務部長の確保が困難になる」ことは一切ありません。
- (b) 特定刑事施設Aより立地が悪い民間の病院で、医師の確保ができていたケースは、山のように幾らでもあるので、この意味からも、そもそもこの主張は大失当です。
- (c) 立地条件は、平成28年度と平成29年度とでは完全に同一であるから、「なぜ平成28年度は開示されていたのに、平成29年度では不開示へと変更せざるを得なくなったのか」という必然性、比較の観点からの理由が一切できていません。
- c 「患者の症例の種類が限定されているため、自己の医療技術の維持が困難な面がある」とする補充理由説明書の（2）ウの点については、
- (a) まず「患者の症例の種類が限定されている」という主張は全くのでたらめであり事実と反します。特定刑事施設Aには、開庁日（平日）には、1日も欠かさず毎日、新しく入所する被収容者が、社会から永久に入り続けているため、入所する直前までは社会生活を営んでいたのであるから、社会と同割合で、病気や症例の発生があるのです。したがって、社会と比べて特段、症例の種類が限定されるわけではありません。もっとも、全国の病院のほとんどは（大学病院や大病院以外は）、それぞれの技術・知識・設備等の限界があるため、多かれ少なかれ患者の症例の種類が限定されているので、そういう話をするのであれ

ば特定刑事施設Aも同様かもしれませんが、いずれにしても大半の社会にある病院との比較において、特段の差異はありません。

(b) また、現代の医療は、仕組みの骨格として、内科・外科・精神科等々、「科」によってわかれており、自分の専門とする科の医療技術の維持さえできれば困りません。そこで特定刑事施設Aの実際を見てみると、内科なら内科の、外科なら外科の専門の医師が民間の病院に常勤しながらそこで医療技術の維持向上をした上で、せいぜい1ヶ月1回ほど特定刑事施設Aに出向して非常勤として医療を行っているのであり、特段すべきほどの、「医療技術の維持の困難」はありません。とりわけ特定場所Bにある特定刑事施設Aに来る医師は、殆どが東京の病院に常勤しており、最先端の医療技術に触れる機会が大きいものです。

(c) それに、そもそも「医務部長」というのは、「内科」だとか「外科」だとかの特定の科の現場で医療をする立場ではなく、いわば、医務課の全体を統括する管理職、事務方のトップとしての調整や戦略立案などのまとめ役、仕切り役をする立場のポストであり、特定の「科」の医療技術の維持をする必要性は、基本的にありません。患者を直接診療する、現場に出る医師と、病院の理事長・院長とでは、役割がそもそも大きく異なるので、一緒くたに論じるのは乱暴であり、無意味です。

(d) なお、それでも医療の最先端についていきたい意欲がある場合においても、現代は医療もインターネットの時代であり、医学論文や医療技術の画像を含めて、パソコン1台あれば、どこに居ても得られる時代ですから、特定刑事施設Aに勤務しても支障は、さほど生じません。医者というのは元々エリート職であり、「できない理由探し」ばかりする者はそもそも医者になれていません。工夫をして、「できる方法」をほとんどの医者は探す者ばかりです。

d 「患者である被収容者には、詐病をする者、薬の処方強要する者、ささいな事項で取り上げて国家賠償請求等を提起する者が少なくない」とする補充理由説明書の(2)のエの点については、

(a) 「詐病をする者、薬の処方強要する者、訴訟その他の不服申立てをする者」というのは、社会においても、刑事施設においても、その他どのような施設においても一定程度は必ずいるのであり、その発生率、発生割合の比較をしても、特

段、刑事施設内が社会より優位に多い、というデータも事実もありません。それどころか、かえって、刑事施設内では、警備をする立会い職員及び、録音録画ビデオカメラ及び「願せん」と呼ばれる書類の仕様による証拠が残ることなど、あらゆる規制がはりめぐらされているため、そのような事案の発生は極めて抑止され、むしろ割合としては少ないとすらいえるのです。社会こそ、法律上拘束理由がないとして野放しにされている不当な行為、クレーマー的行為を繰り返す者、異常性格者による執拗な困った行為に悩まされている病院は、はるかに多くあると考えるのが自然です。したがって、かかる事情・理由を懸念して、刑事施設より社会の病院を選ぶ、ということは理論上も実際上もありえません。それでも主張を維持したいのであれば、民間の病院との発生率の比較データを証拠として提出すべきです。

- (b) 「詐病や薬の処方強要するという行為」は、その行為それ自体が、何かしらの病気や異常発生の現れである、とする見方を、優れた医師の多くはします。また、そういう行為をする患者が一定程度は必ず存在することは、医師免許をもっている者なら誰でも知っており、医師として避けられないことだと「全員が」受けとめているものです。その程度のことので、医療に従事するのをためらう者などいません。そもそも、法務省の補充理由説明は、全体として、ことごとく医師の尊厳やプライドを踏みにじって、あまりにも不当に「下」に見すぎており、医師全体に対して本当に失礼すぎます。
- (c) 「ささいな事項で取り上げて国家賠償請求等を提起する者が少なくない」とする点については、審査請求人としても、「提訴・その他法に基づく各種不服申立て」（以下「提訴等」という。）の権利を濫用する不当な提訴等までは擁護していません。そこで、過去数十年にわたっての具体的な事実関係を確認したところ、「特定刑事施設Aの医務部長を被告とした提訴」及び「特定刑事施設Aにおける医療を問題とした提訴等」について訴権の濫用（不当な提訴）が認定された確定判決は、たったの1件たりとも存在しませんでした。もちろん、平成28年度までの数十年でもゼロ件、平成29年度でもゼロ件であり、「ゼロ件」というのは同じなのですから「具体的な事実関係の変化が平成28年度にあったので、平成28年度まで開示していたが、平成29年度は不開示へと変更すべき必然性が生じた」などとする主張が一切成り立

たないのは、言うまでもないことです。

(d) なお、上記(c)の点について念のため述べると、まさか、憲法・関係法令に認められた正当な権利行使をしているだけにもかかわらず「ささいな」などとレッテルを貼って、反社会的行為視・不当行為視をするなどということは、人権を積極的に擁護する使命・責務がある法務省がするわけがないと信じたいのですが、仮に、訴権の濫用(不当な訴訟)と認定されていない提訴等、すなわち、正当な権利行使について、それを不当行為視というのか迷惑視をしている趣旨なのであれば、到底認められません。国民の各種の人権・権利利益のみならず、自由、人権、民主主義というわが国の最高の価値とするものを実効的に担保するための、より上位の権利(すべての権利や価値を守るための、上位的権利)が「裁判を受ける権利」なので、正当な権利行使をしたという、たったそれだけのことを、ことさらに取り上げて「不開示」という人権・権利を制限することへ利用するのは、公務員、行政組織の在り方として絶対に認められない手法です。ましてや人権擁護が使命の法務省が、最も根幹の裁判を受ける権利を迷惑視するなど、なにをかいわんやです。「ささいな」などという評価は、加害者・被告サイドの立場だけから見た一方的で、しかも主観的な形容詞に過ぎず、被害者からは、決して「ささい」ではないからこそ、金銭的・時間的・労力的・精神的に割が合わないのがわかっていてもやむなく提訴をしているのに、これに対する想像力の欠如は、言葉を失います。「ささいな」か「重大な」なのかは、利害のある当事者ではなく、中立な立場の裁判所が判示認定する事柄であり、一方的に加害者が決めつけていいことではありません。

(e) さらには、法務省の表現でいうところの「ささいな」事項で提訴等をするのは、社会・民間の病院でも同様に発生しており、その発生率が、民間よりも刑事施設が有意に多い、とするデータも事実も一切存在しません。したがって、これを理由にして「民間よりも、刑事施設内の勤務の条件が劣る」とは全くいえないのです。そればかりか、民間の病院では、その「ささいな」提訴への応訴は病院の自己負担であり、病院経営上、多大なリスクとなっており、下手をすると、いつ潰れてもおかしくないし、実際に、それが原因で潰れた病院も少なくないので、医師としても職場の病院がいつ潰れるか不安定な状態に置かれているが、他方、特定刑事施設Aでは、

応訴の負担は、全額国が支出しており、税金を原資とする国は潰れないので勤務先たる特定刑事施設Aが潰れるおそれもないのです。定年まで、絶対的な最高度に安全な安定生活が実質として保障されているし、その安心感は何ものにもかえられないほど魅力があるのです。そもそも論として、補充理由説明書は全体として、片面的に断定しすぎなのです。なにごとにも、魅力的な面と、その反対な面が混在しており、それらを比較考量してトータルで考えるのが人間社会の在り方なのに、魅力がある部分を全部無視して、すべて難クセばかりつけ「その比較考量の検討」というのが、抜け落ちていきます。

(ウ) (ア) のbの主張への反論

「医師の氏名を開示すれば、被収容者等から不当な圧力・攻撃等を受けることから、医師の確保がさらに困難になる」とする法務省の主張について、以下、反論します。

- a 「医師全員の氏名が開示されるべきだ」と主張しているのではなく、「医務部長1名をのぞき、それ以外の医師の氏名は不開示のままでも問題はない」という話をしており、すなわち「医務部長1名のみ」の氏名だけの開示のみを求めているだけなのですから、医師の確保がさらに困難になるわけがないし、医師全体の定員充足にも一切支障を及ぼさないのは誰にでもわかることです。
- b そこで「医務部長1名」という、本件の対象・文脈に即して話をすすめると、医務部長1名の氏名が平成28年度までは一貫してずっと開示されてきたところ、その状態の中で医務部長ポストが空席となる事態も、なりそうな現実的な危機も一切生じていないので、氏名を不開示にしなくても、「医務部長のなり手が見つからない」おそれはありませんから、全く、不開示を正当化する理由になっていません。
- c また、民間でいうところの病院の理事長・院長と同クラスのポストであり、最高権力者でトップのポストである医務部長の氏名が問題とされている以上、民間の在り方を見ても、病院の理事長・院長クラスにおいて民間で「氏名不開示」すなわち匿名で勤務している医師は、一人も存在しませんでした。これは常識的なことでもあります。もちろん、氏名を開示していれば、民間でも、患者やその家族、関係者から、その医師や医師の家族に対して不当な圧力等を受ける事案は、一定程度必ず生じています。これは、民間であれ、刑事施設であれ、同じ発生

率で発生しているのです。決して、刑事施設の発生率が民間と比べて有意に高いというデータも事実もないのです。つまるところ、それは刑事施設特有の問題ではないし、民間で氏名を公表してそれら不当な圧力等を受けても医師を続けているのであるから、特段、民間と比べて、条件が劣ることにはなりません。むしろ、民間では、そのほとんどにおいて、現場一人一人の医師の氏名も公表しており、それでも、一定程度発生する不当な圧力等を受けても、勤務に支障は生じていないのです。そのような社会の中で、人の生命、健康に直結する医療の「医務」における最高権力者の氏名（1名のみ）すら開示しないというのは、時代錯誤も甚だしく、患者の権利を踏みにじる感性としか言いようがありません。

- d) そしてそもそも、正当な権利である提訴等をすれば、ほどなくして、被告の氏名は、提訴者に知られるし、それは、民主主義を価値とするわが国では当然であり、かつ絶対に必要なことです。結局、情報公開請求で不開示としてみたところで「氏名を知られないで通すこと」は不可能なのですから、不開示とする効果に乏しいし、その必要性もないし、その合理性もありません。ましてや、「不当な」圧力・攻撃等をたくらむ者であればなおさらのこと、その程度のことはすぐ最初に思いつく手段であり、結局、不開示としてもその目的は達成されません。
- e) しかも、無意味というだけならまだしも、著しく有害です。2, 3例をあげれば、2012年2月に特定刑事施設Cで医療過誤で受刑者を死亡させた事案、2007年に特定刑事施設Dの特定医務課長による故意による受刑者たちの大量虐待事件、特定刑事施設Eでの医療過誤で受刑者を死亡させた事件（特定年月日特定地裁判決）など、実際に人の生命、健康に取り返しのつかない過ちを繰り返し続け、一向に終わることがありません。もちろんここに挙げたのは氷山の一角にすぎず、日常的に被収容者らは、生命・健康への医師による危害、過ちに直面し続けているのです。このような深刻なことが終わりなく続いているという状況においては、なおさらのこと、医務課のトップの氏名の公表を怠れば、違法な職務の存在及びその問題点を一般人の目から隠し、問題の解決を更にこんなにするにしかありません。公表の意義とは、社会的、公共的な見地から、行政（刑事施設内での医療を含む）を担う公務員の活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することであり、極めて多人数の被収容者の生

命・健康に直結する医務部において、その透明性確保の要請は、特に強く働くべきです。あらゆる観点をすべて無視して過保護にすればいいということではなく、広く一般の批判にさらすことで、運用に健全な緊張感を持たせて、不適切な行為をけん制することは、絶対的に必要です。ましてや、人の命にかかわる医療のことで、取り返しがつかない性質の、最高権力者であれば、なおさらです。それに医療を受ける被収容者の視点からも一度よく考えてください。自分を看てくれる、医療判断をしてくれる医師の氏名すら全く知ることができない、こんなバカな話がどこの世界にあるのでしょうか。医療倫理、患者の権利保護の視点が、ことごとく欠落してしまっており、実際にも刑事施設内の医療過誤死亡事件が後を絶たずいつまでも続出しているのですから、最低限として、トップの最高権力者の氏名は公開するのは当然の責務です。別に、住所を公開しろと言っているわけではないので、医務部長の家族に危害が及ぶことも何もありません。

(エ) (ア) の c の主張への反論

「上記 a, b のその結果として適正な医療措置が遂行できず死亡事故等を起こす。その死亡事故等を原因とした暴動が被収容者から起こされる、又はその危険を高める」とする法務省の主張について、以下、反論します。

上述して具体的に説明したとおり、「上記の a, b」とする点については、ことごとく、

- a その法務省が主張する事実それ自体が、そもそも存在していません。あるいは、特定刑事施設 A の医務部長には何ら当てはまっていません。
- b 仮にその事実が存在している部分においても、結局のところ、民間と、刑事施設との比較の観点において、特段するほどに有意な、各件的な開きはありません。むしろ、刑事施設のほうが、かえって魅力的な面すらあります。
- c 仮にその事実が存在している部分においても、結局のところ、平成 28 年度までと、平成 29 年度とでは、それらの事実関係に特段の大きな変化はありません。したがって、「平成 28 年度までは開示してきたが、その前提となる個別具体的な事実関係に大きな変化が生じたので、平成 29 年度では不開示へと変更しなくてはならなくなった」という主張は成立する余地が全くありません。すなわち、平成 28 年度と平成 29 年度との比較の観点における、変更の正当な理由は何もないのです。
- d 「前提事実」と「医師の確保が困難になる」こととの因果関

係がなく、誇大妄想的なほど針小棒大にこじつけてばかりです。その証しに、数値の入った客観的比較データが1つもなく、それどころか事実の存在を示す（数値なしの）証拠すら1つも出せず、すべて一方的に根拠のない決めつけ、イメージ操作に終始しています。

このように、「(ア)のcの主張」を根底で支える前提部分である「(ア)のa, b」が、様々な観点からことごとく失当であるので、「(ア)のcの主張」は全て成立しないのです。

- e さらに補足すると「暴動発生を防ぐ対策」という事柄は、本質的に「医療」とは無関係に、医療云々とかにかかわらず、刑事施設の存立の基盤という位置付けの問題であり、全くの別問題です。十分な余力をもって暴動発生を防ぐ対策を講じるのは、医務がどうだから、こうだからという事柄に左右されずそれとは無関係にそれはそれとして別途責務として全うすべき事項です。医療と、こじつけて、くっつけるのは、本来的に筋違いであり、ましてや「医務部長1名のみの方名の開示不開示」にまで利用するのは、論理が飛躍しすぎて破綻しています。
- f なお、暴動それ自体を肯定することはできないものの、死亡事故がいつまでも起こり続けたり、意図的かつ大量の受刑者に対する虐待行為が繰り返され続けていけば、それは単なるワガママとは異なり、医師の側に多大な落ち度が認められる以上、それなりの一応の原因を医師の側が作ったことになるはずですが。このような医師側に人の生命を奪うような死亡事故等、重大な落ち度があるケースにまで、「それを持ち出して、更に、人権侵害（不開示）に利用する」という主張方法は、理論が転倒して倒錯しており、到底認められません。「自己の落ち度」を利用して「自己の方名をかくす」ことに利用し、正当化する、という手口は、著しく正義に反します。

(オ) (ア)のdの主張への反論

「平成29年版の国立印刷局編「職員録」に、特定刑事施設Aの医務部長の方名を掲載していない」とする法務省の主張に対する反論について

- a 「掲載していない」とする主張を否認します。真実本当に掲載していない部分があるのだと言い張るのなら、当該部分を、証拠として提出することを求めます。証拠もないのに認めることはできません。
- b 仮に、掲載していないという事実があるとしても、その一事のみをもって（それ以外の歴史的経緯、その他を一切すべて無視し

て) ただちに「法5条1号ただし書イに該当しない」と断定・決定するのは、物事のあるべき筋道に照らして、理不尽、不合理、不正義であり認められません。「医務部長の氏名が掲載されてきたこと」という歴史的事実の積み重ねは、「職員録」及びそれと性格を同じくする記録公表が始まってから、一貫して積み重ねられてきた慣行があるのであり、その「歴史的事実」、「歴史的慣行の積み重ね」をも考慮したうえで、該当性はバランスの中で判断されなくてははいけません。そうでなければ、「慣行」という語の意味が、意味をなさなくなってしまう、「職員録への掲載」をいじるという小手先の操作をすれば、極端に言えば、無制限、無際限に、幾らでも自由自在に不開示を「いきなり」増やせることになり果てます。「慣行」というのは、開示不開示を決定する人の、その日の気分や、好き嫌いなどの気まぐれで自由自在に勝手なことをしてもいい、という意味ではありません。しかし、「職員録」だけを根拠としてその他を一切無視してもいいとなれば、手順として、①まず先に職員録で、自由自在に好きなように不開示とし、②その後になってから「職員録では氏名を掲載していない」ことのみを示し、そのみを理由にして、不開示にて不正な操作をすることができてしまい、そのような不当な手口を認めてしまうこととなります。もはやこのような手口では「慣行」という言葉は無意味になり、骨抜きが自由自在にできてしまうのです。また、新人クラスや一般職員の氏名公表の必要性の度合いと、各部署の最高権力者は、人の生命に直接かかわる部門のトップの責任者の氏名公表の必要性の度合いでは、差があるのは当然なのに、医務以外の「部長職」はすべて氏名公表されている中で「医務部長」だけは、えこひいきをしてもいい、という、気まぐれなことが自由自在にできてしまい、もはや、法則性、規則性、慣行による事実上の拘束力は、すべてなくなってしまい、誰が考えてもこれではおかしいでしょう。国民一般が、こんなでたらめに理解をするわけがありません。医務部長が長年公表され続けてきた歴史的事実の積み重ねの重みは、「慣行」というほかになく、この点を無視してトータルで判断すれば、法5条1号ただし書イに該当すると認定すべきです。最高権力者・最高責任者はその権限責任に比して氏名公表をされるのは、民主主義国家として当然の慣行であり、「職員録」を先にいじる、という小手先の操作さえすれば、人の生命に直結する最高責任者の氏名が公開されない慣行になり果てるというのは、いかにもすわりの悪い、おかしなごまかしです。

イ 本件全体についての、理論的、構造的な観点

本件全体（医務部長だけでなく、本件で不開示とされている全ての氏名）について、様々な理論的、構造的な問題があるので、以下、順にその観点から述べていきます。

(ア) 平等原理・比例原則違反の観点

平成28年度まではずっと不開示されてきたのに、特段の環境の変化もないにもかかわらず、いきなり大幅にほとんどを不開示とするのは、各年度との均衡を著しく失し、平等な原理に違反しています。

また、「部長職」は平成29年度においてもすべて不開示が維持されている中、同じ部長職である「医務部長」1人だけを、えこひいきして差別的に取り扱うことは、誰の目から見ても一見して平等原理違反であり、とりわけ医務部門という人の生命をあずかるトップが不開示とされるのは比例原則の観点からも絶対に認められません。

(イ) 善（道徳）・公序良俗違反の観点

a 医師の待遇を民間平均まで向上させることは、本来的に法務省自身の責任であるのに、この近代に入って、21世紀に入って、もはや平成も終わるというのに長い年月があったにもかかわらず「医師の待遇が民間より劣る」状況を放置してきたのは、ひとえに法務省自身の怠慢であるのに、自己の怠慢を、開示を免れるための積極的な理由に利用することは、信義則に反し、係る主張は認められません。

b 刑事施設内の医療は「医務部長」1名だけで担っているのではなく、数十～数百人の医師がチームとして組織的に行っているうえ、医務部長が現場で直接的な医療行為をすることは原則としてない立場にあります。これらの実態に留意すれば、医療過誤による死亡事故というのは、（医務部長1名の人員の問題ではなく）医療ミスをした医師の責任であり、また故意な虐待も当然、加害者本人の責任であるところ、それら自己の落ち度を、開示を免れるための積極的な理由に利用することは、信義則に反し、かかる主張は認められません。

c 暴動を絶対的に防ぐほど強力な未然の対策を講じることは、そもそも別個の問題であり、各施設の責務であるところ、このような全く別個の問題、ましてや自己の責任を果たしていれば済むような事柄を、開示を免れるための積極的な理由に利用することは、信義則に反し、かかる主張は認められません。

d 人命をあずかり、人命に直結する最高権力者・トップの氏名が、国民の目にも触れず、それどころか患者本人でさえ知ることができないという在り方は、民主主義国家の理念上、また医師倫理に

も違反し、さらに患者の知る権利、自己決定権等をすべてないがしろにしており、公序良俗違反であり、認められません。

- e 職員録への氏名の掲載部分を、前提となる環境の変化が特段ないのにいきなり大幅に変更し、それを唯一の理由として「法5条1号ただし書イに該当しない」旨と主張するのは、形式上・表面上適法をよそおっているだけの話であり、実質的相対的違法です。脱法的な手法で法を潜脱してする変更の手口は不当であり、公序良俗に違反しています。

(ウ) 基本的権利の侵害の観点

- a そもそも、民間でいう課長級以上は特に管理職という、絶大な権力を持っている立場です。刑事施設においては特に、人権侵害が日本中のどこよりも最も多発しているのであり、特に配慮が強く求められます。民主主義、国民主権の理念から、国民が知り、チェックをし、チェックをすることが職務忠実義務を実効たらしめているという、そもそも本来の理念、目的に立てば、不開示部分はすべて、特に課長級以上はなおさら絶対的に開示する必要があります。国民主権への侵害という観点を大切にすべきです。
- b 平成28年度まで毎年ずっと開示されて積み重ねられていたという事実、「歴史の累積」それ自体で、幹部職員の氏名は、それを「知る権利」にまで性質が高まって定着しているというほかありません。そう解さなければ、「慣行」とか「歴史的累積」というものは、言葉あそびとなり、無意味となってしまう、不条理です。前提の環境に特筆するほどの変化が生じた場合はともかく、それが無いのに好き勝手に不開示を無際限に拡大できるのでは、法的安定性、期待権がすべて損なわれてしまいます。
- c 患者本人ですら、責任者の氏名を知れないというのは患者固有の権利侵害であるし、刑事収容施設法63条で、被収容者が指名して、施設外の診療を受けることを申請できる権利があります。この申請をするか否かの判断材料の主要な1つとして、医務部長の氏名を知ることが特段、重要です。(その氏名を、自己の知人である医師等に示して、評判を調べるなどして、自己の命をあずけられるか検討する。)これらは、患者固有の知る権利、自己決定件及びそのために判断に必要な情報にアクセスする権利であり、これらは生命にかかわる性質のことなものですから(生命は取り返しがつかないので)、絶対に軽視してはいけません。

- (エ) 事実・因果関係・エビデンスの不存在と、予測の不合理性の観点
意見書1及び意見書2で再三述べてきたとおり、法務省が「あ

る」と主張する事実はそれ自体が存在しません。また、本件不開示とされた者らには、その指摘はあたりません。

そして、「前提事実」と「その結果生じるとする事態」との間の因果関係がありません。法務省が述べている理屈は、「風が吹けば桶屋が儲かる」とか「日本で、ちょうちよが羽ばたけば、アメリカでハリケーンが起こる」的な、非科学的な主張ばかりです。公的な発言の場で「因果関係を述べる場合の言葉の意味は、直接的な因果関係、相当因果関係のことを指してはなすべきものです。

事実の存在も、民間との比較、平成28年度までとの比較、事実とそれによる障害発生との因果関係の度合い、これらすべてについて、法務省は、それを立証する証拠資料、数値データを、一切出しておらず、個人的な主観に基づいているため、予測が全く合理性を欠いています。つまり、事実や、障害発生を過剰に予測しているのですが、その原因は、予測する際の「基礎調査」が「客観性、実証性を欠いているため、重要な事実の起訴を欠いていて、現状を正しく認識していなく、将来を的確に見通せていない（あるいは意図的に見通さない）」ということにあります。このような内容・在り方は幾多の判例でも違法であると、認定されています。（最判平18.9.4判時1948号26頁，大阪地判平18.3.30判タ1230号115頁，東京高判昭48.7.13判時710号23頁，東京高判平17.12.8LEX/DB文献番号28131608，その他多数。）

法務省の主張は、刷り込み、偏見に基づく思い込み、及び、強弁をして架空の事実を並べたうえで危険をあおるイメージ操作をしているにすぎず、調査の合理性が全く認められないのです。審査会の皆様におかれましては、くれぐれも「証拠」「客観的データ」「比較エビデンス」として提出されていないものを「ある」と、断定しないでもらいたく、強く要望いたします。

(オ) 社会通念妥当性を欠いている観点

これまで述べてきた様々な点を社会通念違反かどうかの観点から見ると、結局、「考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでないことを重視している」のであり、また「重要な事実を誤認しており」、さらには「事実の基礎を欠くか事実の評価が明白に合理性を欠いており」、よってことごとく社会通念に照らして著しく妥当性を欠いており、本件不開示部分すべては認められない、というほかありません。

具体的には、民間より魅力的があり、そのことも含めてトータルで考慮すべきなのに一方的すぎる点、考慮すべきでない自らの落ち

度や怠慢を，開示を免れるための目的に積極的に利用することを含め，前述したことの繰り返しを避けますが，ありとあらゆる社会通念違反に満ちあふれています。

また，行政心理学，官僚心理学からの不正義心理の観点からも考慮しなければならないのに，この視点も一切ありません。すなわち，行政は個別の法律ごとにその失効について委任を受けているわけではなく，法全体の奉仕者として，善良な受託者の管理義務に基づいて法律を誠実に執行すべきと，憲法73条1項1号で定められています。しかし，行政組織は，特定の個別法や組織の下位目的に対する一体化行動をする傾向が極めて強く，各省，各局，各部，各課，各係等の組織の下位部門の価値・目的に対する一体化行動をする組織行動の病理現象のあらわれが，本件で，いきなり不開示部分をほぼ全面に拡大したものであること。要するに，憲法上の目的や価値を無視しても，自己の所属する組織の下位目的のみを優先し，それより上位の目的・価値をすべて無視する視野の狭い決定をしたのが，本件の原因であるのに，そのような観点があるのではないかとの検討自体，全くできていません。本件は，行政心理の病理現象であり，被収容者の人名，人権，憲法上の目的，価値を無視した極めて視野の狭い，局所的観点のみに固執した取扱いとなってしまっているのです。この観点を真剣に考慮すれば，社会通念妥当性に欠けていることは，誰の目からも明白です。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求は，審査請求人が処分庁に対し，行政文書開示請求書により開示請求を行い，処分庁が，平成29年5月15日付け行政文書開示決定通知書をもって開示決定を行った（原処分）行政文書（別紙に掲げる文書1ないし文書9）のうち，「特定刑事施設A組織図（平成29年4月1日現在）」（特定刑事施設A保有）（本件対象文書）について，一部を不開示としたことに対するものであり，審査請求人は，過去に「特定刑事施設A組織図（平成28年4月1日現在）」等の開示を受けてきた（以下「過去開示文書」という。）が，過去開示文書と本件対象文書の不開示理由は同様であるにもかかわらず，過去開示文書と比較して，本件対象文書の不開示部分が増加しているのは不当であると主張し，当該不開示部分の開示を求めていることから，以下，当該不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

本件対象文書には，特定刑事施設Aに勤務する職員の氏名が不開示とされているところ，刑事施設においては，被収容者が，収容中の処遇等

に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い。

また、刑事施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが、職員の氏名は、これを開示することにより、上記の攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるなど、法5条6号の不開示情報に該当する。

さらに、その結果として、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、当該職員の氏名は、法5条4号に該当する。

一方、上記理由により不開示情報に該当するとしても、公表慣行が認められる情報まで不開示とする必要性は乏しいと思料されるため、処分庁においては、これまでの開示請求対応に当たり、該当文書に刑事施設で勤務する職員の氏名等が記載されている場合は、当該文書が作成された時点において発刊されていた国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）を確認し、当該職員録に当該職員と同一の職にある者の氏名が掲載されている職にある者の氏名等については開示することとしてきたのと同様、本件対象文書についても、本件対象文書が作成された時点（平成29年4月1日）において発刊されていた職員録（平成29年版）（平成28年12月2日発刊）に当該職員と同一の職にある者の氏名が掲載されているか否かを確認し、掲載されている職にある者の氏名については開示することとしたものである。

（3）職員録の掲載内容の差異について

ところで、職員録（平成29年版）と職員録（平成28年版）以前の職員録とでは、職員録の掲載内容が異なっている。具体的には、職員録（平成28年版）以前の職員録は、課長等相当職員（課長及び課長補佐相当職を指す。以下同じ。）も掲載されていたところ、職員録（平成29年版）からは、課長等相当職員が掲載されていない。

（4）職員録掲載情報を変更した理由について

矯正施設（特に刑事施設）において、課長等相当職員は、被収容者等に対する実力行使の指揮命令、被収容者等に対する不利益事項の告知、施設の措置に不満を有する被収容者等との面接などの業務を担っており、被収容者等と直接対峙する場面も多く、その際、職員本人又はその

家族に対する危害を加える旨の脅迫を受けるなど、被収容者等から不当な圧力等を加えられる事案も多々発生している状況にあることなどから、氏名が公表されることにより、課長等相当職員が不当な圧力等を危惧して職務遂行に消極的になったり、あるいはその結果として被収容者からろう絡されるような事案が発生したりすることのないよう、職員録（平成29年版）からは、部長相当職以上の職員のみを掲載することと変更したものである。

このような事情があり、平成28年12月1日以前に作成された過去開示文書については、当該行政文書が作成された当時発刊されていた職員録を参照し、課長等相当職の職員の氏名等も開示してきたものであるが、上記変更があったことにより、職員録（平成29年版）の発刊日である平成28年12月2日以降に作成された本件対象文書については、部長相当職以上の職員のみ氏名を開示したものである。

- (5) 以上のとおり、本件対象文書における不開示部分は、法5条4号及び6号に該当することが明らかであり、また、本件対象文書と過去開示文書との間の不開示情報該当性判断の差異についても、一定の基準に従った合理的なものであると認められるため、原処分は、妥当である。

2 補充理由説明書

- (1) 諮問庁として、当初の理由説明書において特定刑事施設Aに勤務する職員の氏名については、法5条4号及び6号に該当することから、不開示相当である旨説明したところであるが、本件対象文書に記載する、医務部長の氏名を不開示とする理由について、以下のとおり説明を補充する。

- (2) 特定刑事施設Aで勤務する医務部長の氏名について

被収容者に対する医療は、身柄の拘禁を行う国として当然に負うべき責務とされていることから、刑事施設では、被収容者の医療を当該施設の医師が行い、必要な医療措置を講じているところであるが、医師が刑事施設という特殊な環境の下で勤務することについては、

ア 医師の待遇が民間より劣る場合が少なくないこと

イ 医師の充足率が低い地域や交通の便が悪い場所に施設が立地していることが多いこと

ウ 患者の症例の種類が限定されているため、自己の医療技術の維持が困難な面があること

エ 患者である被収容者には、作業を免れたいなどの理由で詐病をする者、薬の処方を強要する者、ささいな事項で取り上げて国家賠償請求等を提起する者が少なくないこと

等の事情があり、刑事施設が、医師にとって魅力ある職場とはいえない難い実情があり、各刑事施設においては、医師の確保に多大な困難を来している状況にある。

また、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する医師の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高く、このような不当な圧力等を受けることを恐れる医師が、刑事施設で勤務することをこれまで以上にためらい、その結果、刑事施設における医師の確保が、更に困難なものになることは明らかである。

よって、被収容者に対する医療措置という国が負う責務を全うすることが困難になり、施設における適正な医療事務の遂行に支障が生ずるおそれがあることから、当該医師の氏名は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。さらに、その結果として、適正な医療措置が遂行できないことによって、死亡事故等や適正な医療を受けられないことを不満とする被収容者による暴動などが発生する、又はその発生の危険を高めるおそれがあることから、同条4号にも該当する。

なお、特定刑事施設Aにおいては、平成29年版の職員録（平成28年12月2日発刊）に当該職にある者の氏名を掲載していないことから、当該医師の氏名は、法5条1号ただし書イに該当しないものと認められる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月31日 審議
- ④ 同年11月20日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 平成30年3月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月10日 審議
- ⑦ 同月28日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同年10月17日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑨ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1であるところ、処分庁は、本件対象文書について、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされている職員の氏名（以下「本件不開示部分」という。なお、審査請求人は、審査請求書において、職員の氏名のうち、主任クラスまでは開示すべきであるという趣旨の主張をするが、その具体的な範囲は必ずしも明確ではないので、不開示とされた職員の氏名全部について開示を求めるものとして取り扱うこととする。）の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

本件対象文書には、特定刑事施設Aに勤務する職員の官職及び氏名が記載されているところ、そのうち、本件不開示部分は、課長相当職以下の職員及び医務部長の氏名であると認められる。

(2) 課長相当職以下の職員の氏名について

ア 諮問庁は、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられる旨説明するとともに、刑事施設における課長等相当職員の置かれた状況等に関し、上記第3の1(4)のとおり説明するところ、刑事施設で勤務する職員の職務の性質等に鑑みると、これらの諮問庁の説明は首肯できるから、こうした状況の下において、刑事施設で勤務する職員の氏名等を公にした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃等が加えられるおそれは相当程度高くなる旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

そして、当審査会事務局職員をして職員録を確認させたところ、不開示とされた標記の職員の氏名は、いずれも職員録（平成29年版）に掲載されていないと認められる。

イ なお、当審査会事務局職員をして平成28年版及び平成29年版の各職員録を確認させたところ、職員録の掲載対象となる職員の範囲につき、上記第3の1(4)で諮問庁が説明するとおりの変更があったことは認められるところ、上記アのような事情に照らせば、平成29年版より前の職員録に課長等相当職員の氏名が掲載されていたからといって、上記アの結論が左右されるものではない。

ウ 以上によれば、標記の不開示部分を公にすると、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、標記の不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、これを不開示

としたことは妥当である。

(3) 医務部長の氏名について

ア 標記の不開示部分に関する諮問庁の説明は、上記第3の2(2)のとおりであるところ、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する事案が多々見受けられる旨の説明が首肯できることは、上記(2)アで認定したとおりであり、したがって、その職務の性質等も併せ考えれば、こうした状況の下において、医師を含む刑事施設で勤務する職員の氏名を公にした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高くなる旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

また、当審査会事務局職員をして、職員録を確認させたところ、不開示とされている標記の職員の氏名は職員録(平成29年版)に掲載されていないと認められる。

イ そうすると、標記の職員の氏名を公にした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高くなり、このような不当な圧力等を受けることを恐れる医師が、刑事施設で勤務することをこれまで以上にためらい、その結果、刑事施設における医師の確保が、更に困難なものになり、刑事施設における適正な医療事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

ウ 以上によれば、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、これを不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（処分庁が特定した文書）

- 文書1 「特定刑事施設A組織図（平成29年4月1日現在）」（特定刑事施設A）（本件対象文書）
- 文書2 「達示目次（平成27年度）」（特定刑事施設A）
- 文書3 「達示目次（平成28年度）」（特定刑事施設A）
- 文書4 「所長指示目次（平成27年度）」（特定刑事施設A）
- 文書5 「部長指示目次（平成27年度）」（特定刑事施設A）
- 文書6 「課長・首席指示目次（平成27年度）」（特定刑事施設A）
- 文書7 「所長指示目次（平成28年度）」（特定刑事施設A）
- 文書8 「部長指示目次（平成28年度）」（特定刑事施設A）
- 文書9 「課長・首席指示目次（平成28年度）」（特定刑事施設A）